

入札の公告内容

次のように公社保有地を一般競争入札に付します。

2025年8月8日

愛知県住宅供給公社
理事長 成瀬 一浩

1 入札に付する物件

所在及び地番	土地		予定価格 (最低売却価格)
	現況地目 (公簿地目)	実測面積現況 (公簿 面積)	
名古屋市天白区天白町 大字平針字黒石 2845 番 408	山林 (宅地)	1, 427. 63 m ² (1, 427. 63 m ²)	3, 530, 000 円

※予定価格未満での入札は無効とします。

※現状有姿での引き渡しとなります。

※入札及び売買契約の対象数量は物件調書に記載された実測数量で行います。

2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからカに該当しない法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。) であること。

ア 法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。) の役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいる法人等

イ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) 若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

オ 法人等の役員等又は使用人が、前各項のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 入札者心得書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G（愛知県住宅供給公社ビル4F）
（〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号）
- (2) 日時：2025年8月12日（火）から2025年8月29日（金）までの
午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く）

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時 **■事前に入札参加申込書等の提出が必要です。**

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G（愛知県住宅供給公社ビル4F）
（〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号）
- (2) 日時：2025年8月18日（月）から2025年8月29日（金）までの
午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く）
※郵送（書留郵便に限る。）による申込みは2025年8月29日（金）午後5時必着

5 本公告及び入札のしおり等に対する質問の受付の場所及び日時

本公告及び入札のしおり等に対する質問は、次のとおり文書（様式自由）を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより受付期間内必着で提出してください。電子メールを利用して文書を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。愛知県住宅供給公社において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に提出されなかったものとみなします。

質問に対する回答は質問受領後速やかに FAX 又は電子メールで行いますので、質問書に FAX 番号又はメールアドレスを記載してください。なお、回答は本件入札を掲示している公社ホームページに掲載します。

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G（愛知県住宅供給公社ビル4F）
（〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号）
電子メール：kikaku@aichi-kousha.or.jp
- (2) 日時：2025年8月18日（月）から2025年8月22日（金）までの
午前9時から午後5時まで
- (3) 回答掲載期間：2025年8月27日（水）から2025年9月2日（火）まで

6 入札執行の場所及び日時 **■必ずご来場ください。**

公社保有地一般競争入札参加希望者は、本しおり、入札心得書及び土地売買契約書(案)並びに物件調書を熟読のうえで入札してください。

なお、物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列記してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自身で現地確認や関係機関へ諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。

※ 現地を確認される場合は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑になることがないように、ご配慮ください。

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 4F 第1会議室
- (2) 日時：2025年9月10日（水） 午前10時から

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として2025年9月9日（火）までに、公社が指定する口座に必ず、申込者名で振り込んでください。

指定口座への振り込みについては、申込み受付後に公社指定の振込用紙を郵送します。

入札当日に、入札保証金振込済の振込受付書（2025年9月9日（火）までの金融機関の領収印を押印したものに限り。）をご持参ください。

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては、入札執行後に還付します。落札者に対しては、契約締結後還付しますが、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 入札心得書第8条に該当する入札は、無効とします。

10 代金支払方法 口座振り込みによる一括納入とします。

11 用途等の制限

落札者は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

12 土地の引き渡し

- (1) 売買物件は、売買代金を完納した日（所有権が移転したとき）に引渡したものとします。
- (2) 所有権移転登記については、登記簿数量（公簿地積）で行います。
- (3) 売買物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって当該地上のすべての工作物（フェンス、擁壁等）及び樹木等を含むものとします。
- (4) 売買物件に越境物がある場合についても、現況有姿での引渡しとなります。処理については、当公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (5) 売買物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。売買物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 隣接地との境界標は、原則として設置済みです。境界確定の方法については、隣接土地所有者との立会いによっています。隣接土地所有者との立会いは、当公社へ所有権が移転してから売買物件とするまでの間に行っておりますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合は、再度立会いは行っておりません。

- (7) 境界標は、コンクリート杭、金属標等により設置されていますが、現状のままでの引渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。

1 3 公租公課の負担

土地に賦課される公租公課については、売買物件の引渡し日（売買代金を完納した日）の属する年の翌年から落札者が負担するものとします。

なお、不動産を取得した場合の取得者に対して課せられる公租公課については、売買代金とは別に全額落札者の負担となります。

1 4 その他

- (1) 「一般競争入札 公社保有地売却のしおり」は、3 (1) の場所で、3 (2) の期間配布します。土地売買契約書（案）を始め、売却については、「一般競争入札 公社保有地売却のしおり」を確認のうえ入札してください。

- (2) 入札及び売買契約の対象数量は、物件調書に記載された実測数量で行います。

- (3) 入札者は、入札後、入札公告、土地売買契約書(案)及び物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

- (4) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱、街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は購入された方の負担となります。

詳細については、あらかじめご自身で関係企業者及び関係行政機関に照会するなど十分確認ください。

なお、購入後、開発の工事などを行う際は、各種法令等の規制を遵守し近隣住民へ配慮してください。

- (5) 売買物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることになりますので入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照合するなどして十分確認を行ってください。

- (6) 契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。

公社として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）

1 5 問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G （愛知県住宅供給公社ビル4F）

住所：〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

電話：052-954-1346 電子メール：kikaku@aichi-kousha.or.jp